

北海道静内農業高等学校いじめ防止基本方針

2014.04.01－施行

2016.04.01－改訂

2018.03.30－改訂

2023.12.22－改訂

2024.04.16－改訂

1 学校いじめの防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人間形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではない。

したがって、本校では、すべての生徒において、いじめが行われることのないよう、いじめゼロを目指し、全校体制でいじめの未然防止や早期発見・早期解決に取り組むこととする。

そのためにも、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むための教育に取り組む。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの芽は、どの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言う。
- イ 仲間はずれ、集団による無視。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ウ 金品をたかられる。
- エ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) いじめの要因

- ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- イ いじめは生徒だけの問題ではなく、パワハラやセクハラ、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりもする。
- エ いじめを行う背景には、イライラ感や無気力感を伴うストレスや友人等との嫌な

できごとなどのストレスをもたらす要因、競争的な価値観などが存在している。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業や生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

4 いじめ防止等に関する委員会の設置（いじめ防止の指導体制・組織対応）

(1) 委員会の構成

校長・教頭・生徒指導部長・総学年会主任・該当学級担任・コーディネーター・副コーディネーター・サポートチーム教員

*必要に応じ、スクールカウンセラー、PTA 役員、町福祉課担当者を加える。

(2) 委員会業務

ア いじめの未然防止、早期発見のため、生徒に対する定期的な調査を実施する。

イ いじめに関する相談窓口を設置すると共に、教育相談体制の整備、充実に努める。

ウ いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。

エ HR 担任・該当学年、その他教職員と連携を図り、生徒の現状把握を行う。

オ 定例会は、月1回とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

カ 保護者や、必要に応じて外部関係機関との連携を図る。

キ その他、いじめ防止の啓発活動や体制づくりの整備・充実に努める。

ク 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(ア) 重大事案が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの防止

- (1) 学業指導の充実
 - ア 規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
 - イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ一人ひとりに配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ア ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
 - イ ボランティア活動の奨励・推進
- (3) 教育相談の充実
 - ア 定期教育相談による面談
 - イ スクールカウンセラーの設置
- (4) 人権教育の充実
 - ア 教科指導を通じた人権意識の啓発
 - イ 講演会の開催等
- (5) 情報教育の充実
 - ア 教科「農業情報処理」におけるモラル教育
 - イ ホームルーム活動及び講演会の開催を通じた携帯・SNS等のモラル教育
- (6) 保護者・地域との連携
 - ア いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針の周知
 - イ 授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開
 - ウ 生徒や保護者、地域住民等から学校いじめ防止基本方針について意見を聴取
※学校いじめ防止基本方針の取組状況の点検、見直しも実施
- (7) 教職員の研修等の充実

6 いじめの早期発見

- (1) いじめの認知

いじめ見逃しゼロを目指し、いじめを積極的に認知し、認知した場合は、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やそれを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、別紙1のとおり、いじめ防止等に関する委員会において事実確認後、指導方針を決定し速やかに対応する。いじめが行われていたと確認された場合は、いじめたとされる生徒に対しては、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。別紙2を活用する等、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。
いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。
- (3) 教室・家庭でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。
家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインが発見しやすくなる。
- (4) アンケート調査の実施
 - ア 定期的なアンケートを実施する。(5月、11月)
※ICTを活用したアンケートを含む。
- (5) 相談体制の整備
 - ア ホームページや学校だより等による相談窓口の周知。
 - イ 個人面談を定期的にも実施。
 - ウ スクールカウンセラー等の専門家の活用。

(6) 情報の集約、共有

- ア 報告経路の明示・報告。
- イ 朝の打合せ、職員会議等での情報共有。
- ウ 配慮が必要な生徒の実態把握。
- エ 進学における中学校からの引継ぎ及び進級時における担任間の連携。

7 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- (ア) 安全、安心の確保。
- (イ) 心のケア。（教育相談担当及びスクールカウンセラーとの連携）
- (ウ) 今後の対策について、共に考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- (エ) 今後の生き方を考えさせる。
- (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題としてとらえさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている保護者への対応

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校はいじめ解消に全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- (ア) じっくりと話を聞く。
- (イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- (ウ) 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- (ア) いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- (イ) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- (ウ) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- (エ) 生徒の様子等で気付いたことがあれば報告してもらう。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

いじめは学校だけで解決することが困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的

な対応をすることが重要である。

(ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

(イ) 関係機関との調整

イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉機関との連携

(ア) 家庭の養育に関する指導・助言

(イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

インターネットを通じ、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を失わせる行為をする、特定の生徒の個人情報に掲載する等がネットいじめであり、本人が気づいていない中でこれらが行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

(2) ネットいじめの予防

ア 情報モラル教育の充実

(ア) 「情報モラル教育」や情報活用の実践力等の育成に関する教育の推進。

イ 保護者への啓発

(ア) インターネット利用における家庭でのルール作成。

(イ) フィルタリングの設定。

ウ 定期的な学校ネットパトロール

エ 「ネット社会の現状」や「インターネットの危険性」等に関する講演会等の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え、閲覧者からの情報収集。

(イ) 定期的なネットパトロールの実施。

イ 不当な書き込みへの対処

(ア) 状況の確認と記録の整理。

(イ) 管理者等と連携し、速やかなデータ削除の依頼。

(ウ) 警察等への相談。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがある状態。

(ア) 生徒が自殺を企てた場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態。

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合。

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（日高教育局）に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

いじめのない学校にするためのチェックリスト【生徒用】

いじめのない学校にするために、生徒が自らの行いを定期的に見直す必要があります。以下のことをできているか確認して、できていれば してください。

いじめへの理解

- 相手が嫌がっている場合は、その行為をやめなければならない。
- いじめは、その行為によっては暴行罪や名誉棄損など、犯罪になることを知っている。

日常の行動や様子等

- 相手が嫌がっていることをやらないようにしている。
- どんな相手にも人権を尊重し、礼儀をもって接している。
- 自分が「イヤ」だと思うことは、相手に「イヤ」と伝えている。
- 暴力で相手を傷つけることをしない。
- 人を馬鹿にしたり、陰で悪口を言うようなことはしない。
- 言って良いことと悪いこと、やって良いことと悪いことを考えて行動している。

いじめの状況への対応

- いじめがあれば、先生や大人に相談する。
- いじめられている人を見たら、助けてあげたいと思う。
- いじめられている人がいたら、相談に乗る。
- いじめている人に注意することができる。

いじめに関する事で相談したいことがあれば、記入してください。